

第三十四回国会 参議院商工委員会会議録第三十四号

昭和三十五年六月十七日(金曜日)午後四時五十分開会

委員の異動

五月二十八日委員齋藤昇君辞任につき、その補欠として徳永正利君を議長において指名した。

五月三十日委員井川伊平君及び徳永正利君辞任につき、その補欠として山本杉君及び齋藤昇君を議長において指名した。

六月九日委員上原正吉君及び山本杉君辞任につき、その補欠として西田隆男君及び大谷藤之助君を議長において指名した。

六月十日委員大谷藤之助君及び西田隆男君辞任につき、井川伊平君及び上原正吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山本 利壽君

理事 川上 為治君
古池 信三君

委員 赤間 文三君
井川 伊平君
上原 正吉君
岸田 幸雄君
小林 英三君
齋藤 昇君
高橋進太郎君

国務大臣

通商産業大臣 池田 勇人君
政府委員 齋藤 正年君

通商産業大臣 齋藤 正年君
臣官房長

中小企業庁長官 小山 雄二君
事務局側 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の会議に付した案件

○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本利壽君) これより商工委員会を開会いたします。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案を議題といたします。

○国務大臣(池田勇人君) ただいま提案になりました昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

昭和三十五年五月のチリ地震津波は、中小企業者に対して想像以上に大きな被害を与え、これが急速な立ち直りのためには再建資金の融通の円滑化をはかることが刻下の急務となっております。

このため政府におきましては、直ちに国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の資金を重点的に災害融資に振り向けることといたしました。

したほか昭和三十四年度の伊勢湾台風等による風水害の際にとった措置に準じて、両公庫の災害融資については行政措置によって貸出利率の引き下げを行なうこととしたのであります。商工組合中央金庫の行なう災害融資についても法律により同様に貸付利率の引き下げの措置をとることが必要と考えられるのであります。

次に、本法案の概要は、商工組合中央金庫が行なう災害融資について、両公庫の場合と同様その貸付利率の引き下げを行なうため、商工組合中央金庫に対する政府の利子補給に關し必要な事項を規定したものであります。

すなわち、政府は商工組合中央金庫が災害を受けた中小企業者であつて政令で指定するものに対し、昭和三十五年十月三十一日までに貸し付けた再建資金のうち、被害中小企業者一人につき五十万円までの額について、貸付を行なつた日から三年間を限り、年六分五厘の利率を適用したときは、通常利率との差額を商工組合中央金庫に対して支給することができるといたしました次第であります。

以上この法律案の提案理由及びその概要を申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山本利壽君) これより質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

法律的措置をとられることはまことにけつこうなことだと思つておりますが、その際の特に中小企業関係の災害の状況はどういうことになっておりますか、それをもう少し御説明願いたいと思つております。

それからなほ、伊勢湾台風の場合と今回の措置はだいぶ違つておられるようにございまして、どういふ理由から伊勢湾台風の場合と違つたような措置をとられるのでありますか、その点につきましても御説明を願いたいと思つております。

○政府委員(小山雄二君) 被害の状況につきましては、ただいままで各都道府県を通じて調査したところによりますと、被害額で申しまして、商工関係の被害額約八十二億、そのうち中小企業関係被害七十九億、七十九億のうち東北三県が一番多うございまして、約六十六億、こういうことになっております。被害の規模といたしましては、伊勢湾台風の大ざつぱりに一割程度ということだろつと思つております。それから業種別等で見まして特に特徴がございまして、水産加工関係等の製造加工業、それから商店街、まあそういうところに被害が大体集中してございまして、こういう実情であります。

それから伊勢湾の場合の措置と今度の措置との差を申し上げますと、一つは特利を適用いたしません金額の程度を伊勢湾のときは百万円といたしてございまして、今回は五十万円といたしてございまして、これは今回の融資の希望等を取りまして、大体五十万で伊勢湾のときの百万と並ぶ程度の何と申しますか、恩恵を与えることができるという、統計的な今までの申し込み等を算定しまして、そういう数字にいたしましたわけでありまして、それからもう一つは、保険の問題につきましては、伊勢湾のときは填補率を引き上げました。また保険料率を引き上げましたが、今回は特にそういう措置をとっておりません。しかしながらいわゆる保険規模を拡大する意味で融資をやることにいたしました。まして、その融資資金の運用によりまして、填補率を引き上げたり、保険料率を下げますことは、要するに信用保証協会の負担を軽くしようという意味でございまして、それから、融資基金の運用によりまして、それをまかなうに十分な措置ができる、たまたま融資基金は、本年度分伊勢湾の残り等がまだ配分する矢先でございまして、これにその災害の意味を加えて、災害各県にはたくさん配分するということがございまして、そういう効果を期待しよう、こういうことを考えております。

それから伊勢湾のときには共同施設につきまして補助をする特別の議員提案の法律が出ましたが、今回は共同施設の災害の被害の件数が非常に少のうございまして、これまた今年度の共同施設の資金配分のときに、被害の状況を織り込みまして配分する、こういう段取りにいたしてございまして、伊勢湾台風の措置に準じて十分な措置が

できるといふようなお話でありますので、私も承りました。ですが、どうか一つ具体的にこの問題につきましましては、中小企業のめんどうを見ていただくように、特にお願いいたします。

○高橋進太郎君 私も本会議でも質問をいたしました。ありますが、現場をつぶさに見ましても、今度の災害は、現地におきまして、いわゆる舶来津波と称せられるだけ、今までの津波と違いまして、何らの予告もなし、しかも警報は津波が来襲してから発令になった。従来は、津波と申しますと、いわゆる地震が伴って、その地震の何時間後に津波が発生したというので、若干その点の、まあ早い話が、周囲の商工業者であれば、幾分かの品物を持ち出すとか、あるいはそういうような状況といたしまして、幾分は、ただいま申し上げたような現状でございます。もう店舗の中の洗いざらいが持っていかれたというような状況で、しかも一物もそれを持ち出すことができず、命からがら逃げたというような状況であるのであります。そういうような個々のな——これは農林大臣も言っておられますが、個々の商店の被害等を見ますと、あるいはまた特に零細企業者の状況を見ますと、その点は伊勢湾台風よりもっとそういう個人的な被害が少なくないのであります。今の長官のお話は、総合的被害総額につきましましては、伊勢湾台風その他と比べてきわめて少ない、というお話でございますが、これはこの地方自体が東北でも、いわゆる東北の東北であり、それだけに非常に経済的な後進地域でありまして、従って被害が少ないというところは、それだけ何らの経済的な基盤がないとい

うことであり、従って個人々々について見ますと、きわめてその被害の度、あるいはその生活に及ぼす影響というものは、きわめて深刻なものであります。おそらく今長官のお話にも、伊勢湾台風のとときには百万円であるが、今度の場合には五十万円だと、こらういふのはそれだけに零細企業者が多いということであるので、従ってこれはそれだけにむしろ実体的にはきわめて深刻な零細企業でございます。それから、これは利子補給のごときも、むしろそういう差額の補給のごときでなく、本質的な助成なり、あるいは全部利子を補給するといふような方法に出るべきでないかと考えます。かつまた共同施設については考えないといふお話でございますけれども、ただいま申し上げた通り、共同施設自体が一体少ないのであります。これはこの地方における後進性を物語っておるもので、従って、半面私は共同施設に対する被害が少ないといふことだけで済まされないのであります。むしろこれは積極的に今後これらの地方における零細企業者に対しての共同施設ということに行政措置なり、その他によつて積極的に共同施設を助成する、こらういふような方向に進んでいただくなければ、今後これらの災害地は永久に救われることがないのではないかと気がいたしますと同時に、もう一つお尋ねいたしたいのは、ただいま申し上げた通り、伊勢湾台風のとときには、比較的これはその隣接地に経済的な基盤がございますから、就労態勢というものがその経済基盤自体に備わっております。ところがこれらの地方によりましては、ほとんどそういうような状態が

ございませんで、従って、かりに商店にいたしましたとしても、零細企業にいたしましても、それらの店なりあるいは商品なりが若干回復するまでは、何ら就労ができないというような状況であります。従ってこれらに対する生活と申しますか、就労態勢と申しますか、それ自体に対する対策はどういふふうにお考えいただいたのか、そこいらをあらわして、一つ御説明願いたいと存する次第でございます。

○国務大臣(池田勇人君) 伊勢湾台風

のときの施策と今回の施策は、ただいま長官からお答え申し上げましたように、さしむき利子補給の金額が百万円から五十万円になっております。もともと今回の措置につきましては、特別立法といふことは政府内部においてかなり厄介な問題で、最後によりやくこれを通つたというような状況でございます。私は、この法案作成に当たりました。全体の災害は、少くとも個人々々にとつては、何らの伊勢湾と区別する必要はないじゃないかといふことも申しまして督促いたしましたのであります。こらういふ措置は、沿革的に申しますと、長崎県の諫早やあるいはまた伊豆半島の際、当時は三十万円であったのであります。それから実際の統計をとつてみますと、五十万円以下の貸付がほとんど大部分、従いまして、今回は伊勢湾のときと違ひまして、お話を通り五十万円以上借りる人は、割合少ないといふので五十万円ということに区切りをしたのであります。融資は、何百万円でもいたしております。全体的に、総合的に考えまして、また過去の例等を見まして、この程度で妥協した方がよいのではないかと、

五十万円というところで実は折れたのであります。従つてその点を一つ御了承を願いたいと存じます。災害を受けた金額の多い方には融資はいたしません。が、利子補給分は全体を見ていかぬといふかぬのじゃないかと、大蔵省から強いあれでございます。今後にはやはり例が残りますから、常に百万円というところになる、大蔵省もなかなか困るようでございます。実情を調べた上で五十万円が大部分がまかなえるといふので、五十万円にいたしました次第でございます。

それから共同施設につきましては、御承知の通り、三十五年度予算で一億二千万円が予算に認められておりますので、この予算の配分に当たりました。この災害を受けた地方に対しまして配分を十分考へていきたいと思います。なお、所管は違ひますが、災害を受けた人が事業を復活する間における措置につきましては、労働省でも考へておると聞いております。われわれとしても、相手が中小企業でございませうから、関係当局と十分打ち合わせをいたしまして、御期待に沿いたいと考えております。

○小林英三君 ちよつとお伺いいたし

ますが、今大臣のおっしゃった提案理由の説明で、「このため政府におきましては、直ちに国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の資金を重点的に災害融資に振り向けることといたしました」と、こらう書いてあるのですが、そうすると重点的に災害に振り向けたために、これらの二公庫並びに中金というものの資金の減りま

すことはどうなつておるかということ

は別に書いてありませんが、その点はどうされるのですか。

○政府委員(小山雄二君) 提案申して

おります法律は、商工中金の利子補給の問題であります。商工中金も特別利率で貸しますが、中小公庫、国民金融公庫も特別利率で貸します。これは閣議決定で行政措置をやることになっております。従つて、貸すときには五十万円までは全部三機関でも一律にする

○政府委員(小山雄二君) 提案申して

資金源の問題につきましては、たまたま年度初めのころでもございませうし、三機関が持つております資金というもののから見まして、今回所要とされるらうと見込まれる資金は十分まかなえるといふこと、特別のワケ等は設けませんで、どんどん貸していく、もし資金のワケ等の不足のときは、年末融資その他で補いをつけるということにいたしております。資金量で御迷惑をかけることは絶対ないと思つております。

○小林英三君 十分まかなえるとい

う自信があるのですか、これはちよつとおかしいのじゃないですか。国民金融公庫と中小企業金融公庫に商工中金の資金を重点的にその方に回す、これはわかりませう。それは当然のことでしょう。しかし一般の中小企業の金融というものに対して支障を来たすものに対して、政府は何かの措置をおつけになるのか、それではちよつと意味がわかりませぬ。

○国務大臣(池田勇人君) 御承知の通

り、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の融資の一年の見込み額は千億圓をこえると思つております。しこらうして、今回の災害によ

りまして、大体の融資の予定額は二十億、たかだか三十億、三公庫とも合わせてその程度ではないかと思ひます。そういふことになりますと、三公庫で千億以上の融資がございまして、年度初めでもございまして、今特に二十億、三十億を、一つの公庫にしますと七、八億程度のものでもございまして、この際特にワクを設けなくても、重点的にやってみて、そうして他の地方の貸付にかなり影響があるといふことならば、年末融資その他で考えていくのが適当じゃないか、そう申しては言い過ぎかもしれないが、千数百億あるときに二、三十億の融資があるといふことは、別のワクをつけるほどのことでもない、年末その他で考えていこう、こゝろいう気持で伊勢湾台風のときのように別にワクを設けなかつた次第であります。

○委員(山本利壽君) 他に御質疑はございせんか。——他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

○委員(山本利壽君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましても、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じます

が、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(山本利壽君) 御異議ないものと認めます。よつてさうよりに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十五分散会

五月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

原子力損害の賠償に関する法律案

原子力損害の賠償に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 原子力損害賠償責任(第三条―第五条)

第三章 損害賠償措置(第六条・第七条)

第一節 損害賠償措置(第六条・第七条)

第二節 原子力損害賠償責任(第八条・第九条)

第三節 原子力損害賠償補償契

約(第十条・第十一条)

第四節 供託(第十二条―第十四条)

第五章 国の措置(第十六条・第十七条)

第六章 原子力損害賠償紛争審査

会(第十八条)

第七章 罰則(第二十四条―第二十六

条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力の運

等により原子力損害が生じた場合

における損害賠償に関する基本的

制度を定め、もつて被害者の保護

を図り、及び原子力事業の健全な

発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子炉

の運転等」とは、次の各号に掲げ

るもの及びこれらに附随してする

核燃料物質の運搬、貯蔵又は廃棄

をいう。

一 原子炉の運

二 加工であつて政令で定めるも

の

三 再処理であつて政令で定める

もの

四 核燃料物質の使用であつて政

令で定めるもの

とは、核燃料物質の原子核分裂の

過程の作用又は核燃料物質若し

は核燃料物質によつて汚染され

た物(原子核分裂生成物を含む)

の放射線の作用若しくは毒性的作

用(これらを取り除く、又は吸入す

ることにより人体に中毒及びその

続発症を及ぼすものをいう。)によ

り生じた損害をいう。ただし、次

条の規定により損害を賠償する責

に任ずべき原子力事業者の受けた

損害及び当該原子力事業者の従業

員の業務上受けた損害を除く。

3 この法律において「原子力事業

者」とは、次の各号に掲げる者(こ

れらの者であつた者を含む)をい

う。

一 核原料物質、核燃料物質及び

原子炉の規制に関する法律(昭

和三十二年法律第六十六号、以

下「規制法」という。)第二

十三條第一項の許可(承認を含む。

次号及び第三号において同

じ。)を受けた者(同法第三十

九條第五項の規定により原子炉

設置者とみなされた者を含む)。

二 規制法第十三條第一項の許可

を受けた者

三 規制法第五十二條第一項の許

可を受けた者

四 日本原子力研究所

五 原子燃料公社

4 この法律において「原子炉」と

は、原子力基本法(昭和三十年法

律第八十六号)第三條第四号に

規定する原子炉をいい、「核燃料

物質」とは、原子力基本法第三條

第二号に規定する核燃料物質(規

制法第二條第七項に規定する使用

済燃料を含む)をいい、「加工」と

は、規制法第二條第六項に規

定する加工をいい、「再処理」と

は、規制法第二條第七項に規定す

る再処理をいい、「放射線」と

は、原子力基本法第三條第五号に

規定する放射線をいう。

第二章 原子力損害賠償責任

(無過失責任及び責任の集中)

第三條 原子炉の運転等の際、当該

原子炉の運転等により原子力損害

を与えたときは、当該原子炉の運

転等に係る原子力事業者がその損

害を賠償する責に任ずる。ただし、

その損害が異常に巨大な天災地変

又は社会的動乱によつて生じたも

のであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、その損害

が原子力事業者間の核燃料物質の

運搬により生じたものであるときは

は、当該核燃料物質の受取人であ

る原子力事業者がその損害を賠償

する責に任ずる。

第四條 前条の場合においては、同

条の規定により損害を賠償する責

に任ずべき原子力事業者以外の者

は、その損害を賠償する責に任

まない。

(求償権)

第五條 第三條の場合において、そ

の損害が第三者の故意又は過失に

より生じたものであるときは、同

条の規定により損害を賠償した原

子力事業者は、その者に対して求

償権を有する。ただし、その損害

が原子炉の運転等の用に供され

る資材の供給又は役務(労務を含

む)の提供(以下「資材の供給等」

という)により生じたものである

ときは、当該資材の供給等をし

た者又はその者の従業者に故意が

あるときは、これらの者に対

して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に關し特

約をすることを妨げない。

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置

(損害賠償措置を講ずべき義務)

第六條 原子力事業者は、原子力損

害を賠償するための措置(以下

「損害賠償措置」という)を講じて

なければならない。原子炉の運

転等をしてはならない。

(損害賠償措置の内容)

第七條 損害賠償措置は、原子力損

害賠償責任保険契約及び原子力損

害賠償補償契約の締結若しくは供

託であつて、その措置により、一

工場若しくは一事業所当たり(原

子炉を船舶に設置する場合にあつ

ては、一隻当たり)五十億円(政

三

令で定める原子炉の運転等については、五十億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして科学技術庁長官の承認を受けたものとする。

2 科学技術庁長官は、原子力事業者が第三条の規定により原子力損害を賠償したことに原子力損害の賠償に充てべき金額が賠償措置額未満となつた場合において、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要があると認めるときは、当該原子力事業者に対し、期限を指定し、これを賠償措置額にすることを命ずることができ

3 前項に規定する場合においては、同項の規定による命令がなされるまでの間（同項の規定による命令がなされた場合においては、当該命令により指定された期限までの間）は、前条の規定は、適用しない。

第二節 原子力損害賠償責任保険契約

（原子力損害賠償責任保険契約）
第八条 原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を被保険者（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険事業者に

関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）に基づき責任保険を営むことができる者に限る。以下同じ。）が定めることを約し、保険契約者が被保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第九条 被害者は、損害賠償請求権に關し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払つた限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、被保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に關し差し押える場合は、この限りでない。

第三節 原子力損害賠償補償契約

（原子力損害賠償補償契約）
第十条 原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、

第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはらめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。
2 補償契約に關する事項は、別に法律で定める。

第十一条 第九条の規定は、補償契約に基づく補償金について準用する。

第四章 供託

（供託）
第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は総理府令で定める有価証券によりするものとする。

（供託物の還付）
第十三条 被害者は、損害賠償請求権に關し、前条の規定により原子力事業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

（供託物の取りもどし）
第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、科学技術庁長官の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

- 一 原子力損害を賠償したとき。
- 二 供託にかえて他の損害賠償措置を講じたとき。
- 三 原子炉の運転等をやめたとき。

2 科学技術庁長官は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。
（命令への委任）
第十五条 この節に定めるものは

か、供託に關する事項は、総理府令、法務省令で定める。

第四章 国の措置

（国の措置）
第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

第五章 原子力損害賠償紛争審査会

（原子力損害賠償紛争審査会）
第十八条 科学技術庁に、附屬機関として、原子力損害の賠償に關し紛争が生じた場合における和解の仲介を行なわせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- 一 原子力損害の賠償に關する紛争について和解の仲介を行なうこと。
- 二 前号に掲げる事務を行なうため必要な原子力損害の調査及び評価を行なうこと。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雜則

（国会に対する報告及び意見書の提出）
第十九条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとなつた措置を国会に報告しなければならない。

2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に關する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

（第二十條第一項及び第十六條第一項の規定の適用）
第二十条 第十條第一項及び第十六條第一項の規定は、昭和四十六年十二月三十一日までに第二條第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

（報告徴収及び立入検査）
第二十一条 科学技術庁長官は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しく

は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提出しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(通商産業大臣又は運輸大臣との協議)

第二十二條 科学技術庁長官は、第七條第一項の規定による処分又は同条第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものについては運輸大臣に協議しなければならない。

(国に対する適用除外)
第二十三條 第三章、第十六條及び次章の規定は、国に適用しない。

第七章 罰則
第二十四條 第六條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
一 第二十一條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十一條第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは

は虚偽の陳述をした者
第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の事業に關して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する

附則
1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、別に法律で定める。

五月二十日日本委員会に左の案件を付託された。
一、かんがい排水用電気料金引上げ反対に關する請願(第二九〇号)
一、貿易等の自由化対策に關する請願(第三〇四七号)

第二九〇号 昭和三十五年五月十日受理
かんがい排水用電気料金引上げ反対に關する請願
請願者 東京都渋谷区上通二ノ二七宮益坂ビル内全園農事用(排水)大型電力対策協議会内 重政 庸徳
紹介議員 重政 庸徳君

かんがい排水用電気料金は、一般料金と切り離し別だてとなつてゐるが、今回通産省の電気料金算定基準に關する新方式採用の発表により、一部電力会社は値上げの申請を行なうやに報じられており、これがため關係農民は前途に多大の不安を感じてゐる。今さらかんがい排水用電力の特殊性について

は説明するまでもないが、特に大河川の下流部においては年々河床の上昇と堤防のかさ上げとによつて自然排水地帯はやむなく機械排水地帯に移行し、機械排水地帯は逐次その設備を増大して、それぞれ生産を維持してゐる実情であり、これら恵まれない立地条件にある關係農民にとつて電気料金の値上げによる生産費の膨脹は農家経済の過重を招く結果となるから、かんがい排水用電気料金の値上げのすう勢に對しては慎重に善処せられたいとの請願。

第三〇四七号 昭和三十五年五月十二日受理
貿易等の自由化対策に關する請願
請願者 東京都中央区日本橋茅場町二ノ四全国中小企業団体中央会内 塩沢 達三

紹介議員 小山邦太郎君
貿易、為替の自由化は、中小企業に重大な影響を与えるものと予想されるから、これが一般対策として、(一)産業構造政策の確立と推進、(二)關稅政策の再検討、(三)金融正常化の推進、(四)輸出貿易の振興、(五)國産愛用運動をおこなふこと等に万全を期せられるとともに、中小企業対策として、(一)大企業の圧力排除、(二)中小企業における過当競争の防止、(三)中小企業の協同化の促進、(四)中小企業金融の疏通、(五)税制の改正、(六)中小企業振興法の制定と業種別振興対策、(七)資本取引の自由化と中小企業への外資導入、等に関する措置を強力に実施せられたいとの請願。

五月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、輸出入取引法の一部を改正する法律案反対に關する請願(第三四九七号)
第三四九七号 昭和三十五年五月十八日受理
輸出入取引法の一部を改正する法律案反対に關する請願

請願者 福岡県築上郡築城町下城井農業協同組合長 宮尾民之助外二十二名
紹介議員 吉田 法晴君

経済の独占化を促進し、日本農民に深刻な不利益をもたらす、おそれのある輸出入取引法の改訂に反対すると共に、貿易の自由化に伴ない農業生産物ならびに農業生産資材に關する農民の不利益が排除できるよう特別の措置を講ぜられたいとの請願。

五月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、電気工事士法案
電気工事士法案
電気工事士法
(目的)

第一条 この法律は、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もつて電気工事の欠陥による災害の發生の防止に寄与することを目的とする。
(用語の定義)
第二条 この法律において「一般用電気工作物」とは、電気事業者からの受電に係る電気を使用するために設置する屋内配線、屋外配線その他の工作物をいう。ただし、その設置及び管理に關する事項については法令に特別の定めのある工

作物その他の電気に関する保安上支障がないと認められる工作物であつて、政令で定めるものを除く。

2 この法律において「電気工事」とは、一般用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、政令で定める軽微な工事を除く。
(電気工事士)
第三条 電気工事士免状の交付を受けている者(以下「電気工事士」という。)でなければ、電気工事の作業(一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものを除く。以下同じ。)に従事してはならない。

(電気工事士免状)
第四条 電気工事士免状は、都道府県知事が交付する。
2 電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。
一 電気工事士試験に合格した者
二 通商産業大臣が指定する養成施設において、通商産業省令で定める電気工事士たるに必要な知識及び技能に關する課程を修了した者

三 通商産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者
3 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、電気工事士免状の交付を行なわないことができる。
一 次項の規定により電気工事士免

状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

4 都道府県知事は、電気工事事士がこの法律の規定に違反したときは、その電気工事事士の返納を命ずることができる。

5 電気工事事士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、政令で定める。

(電気工事事士試験)
第五條 電気工事事士試験は、一般用電気工作物の保安に關して必要な知識及び技能について行なう。

2 電気工事事士試験は、都道府県知事が行なう。

3 電気工事事士試験の試験科目、受験手続その他電気工事事士試験の実施細目は、政令で定める。

(電気工事事士試験委員)

第六條 電気工事事士試験の実施に關する事務を行なわせるため、都道府県に、電気工事事士試験委員を置く。

2 電気工事事士試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

手 数 料 を 納 付 す べ き 者	金 額
一 電気工事事士試験を受けようとする者	千五百円
二 電気工事事士免状の交付を受けようとする者	四百円
三 電気工事事士免状の再交付を受けようとする者	二百円
四 電気工事事士免状の書換えを受けようとする者	百円

(電気工事事士の義務)

第七條 電気工事事士は、電気工事事士の業務に従事するときは、法令で定める一般用電気工作物の保安に關する基準に適合するようにその作業をしなければならない。

2 電気工事事士は、電気工事事士の業務に従事するときは、電気工事事士免状を携帯していなければならない。

(届出)

第八條 電気工事事士は、電気工事事士の業務を開始したときは、その開始の日から十日以内に、通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項に変更があつたとき、又はその業務を廃止したときも、同様とする。

(報告の徴収)

第九條 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工事事士に対し、電気工事事士の業務に關して報告をさせることができる。

(手数料)

第十條 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

(異議の申立て)

第十一條 第四條第四項の規定による都道府県知事の処分に対して不服のある者は、その処分があつた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができる。

第十二條 通商産業大臣は、前條の異議の申立てがあつたときは、異議の申立てをした者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立てをした者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第十三條 通商産業大臣は、前條の聴聞を行なつた後、文書をもつて決定をし、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

(罰則)

第十四條 第三條の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第十五條 第九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第十六條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 正当な理由なく、第四條第四項の規定による命令に違反して電気工事事士免状を返納しなかつた者

二 第八條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

1 この法律は、昭和三十五年十月一日から施行する。ただし、第三條、第七條から第九條まで及び第十四條から第十六條までの規定は、公布の日から起算して二年六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第八條の規定の施行の際現に電気工事事士の業務を行なつてゐる電気工事事士は、同條の施行の日から一月以内に、同條の通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

六月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、電源開発促進法の一部を改正する法律案(衆)

電源開発促進法の一部を改正する法律案

電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は火力」を、「火力又は原子力」に改める。

第十三條第二項第三号中「火力」を「火力、原子力」に改める。

第二十三條の次に次の一条を加える。

第二十三條の二 会社は、前條第一

項の事業の円滑な遂行に支障のない限り、委託を受けて、外国における電源開発等及びこれに關連する大規模土木工事に關する調査、設計及び工事監督その他の技術援助に關する事業を行なうことができる。

2 会社が前項の事業を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第三十五條の二中「第二十三條第二項」の下に、「第二十三條の二第二項」を加える。

第四十條第一号中「第二十三條第二項若しくは第三項」の下に、「第二十三條の二第二項」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則
六月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業対策に關する請願(第三六五二号)

第三六五二号 昭和三十五年六月二日受理

中小企業対策に關する請願
請願者 東京都中央区日本橋茅場町二ノ四社団法人日本中小企業団体連盟会
長 豊田雅孝

紹介議員 森 八三二君

当面の中小企業振興対策として、(一) 零細企業に対する無担保、無連帯保証の融資制度を確立するため、これが運営の裏付けとして大幅なる財政融資により中小企業信用保険公庫及び中小企業信用保証協会の機能を面的に拡

充強化すること、(二)中小企業者の
共済による不渡手形保険制度を創設
し、これに必要な財政措置を講ずる
こと、(三)商工組合中央金庫をはじ
め中小企業金融公庫、国民金融公庫の
金融ひつ迫の情勢にかんがみ、急速に
貸付けを積極化するため、財政資金の
大幅導入を図ること、(四)わが国中小
企業者の国際競争力を強化するため、市
中金利の引下げ、とくに歩積、両建の
廃止によつて市中の実質金利を引き下
げること、同時に政府関係金融機関で
ある商工組合中央金庫、中小企業金融
公庫、国民金融公庫の貸出金利引下げ
については特別の措置を講ずること、
(五)米国の中小企業投資会社制度を導
入し、中小企業の転換社債の引受け及
び中小企業に対する期間五年以上二十
年程度の長期資金貸付けのみちを聞く
こと、等金融対策に万全を期するとと
もに、税制対策、事業分野の調整と組
織化対策、貿易、為替自由化対策、政
府の予算措置等についても善処せられ
たいとの請願。

六月十四日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、昭和三十五年五月のチリ地震津
波による災害を受けた中小企業者
に対する資金の融通に関する特別
措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波
による災害を受けた中小企業者
に対する資金の融通に関する特別措
置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津
波による災害を受けた中小企業

者に対する資金の融通に関する
特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、昭和三十五年
五月のチリ地震津波による災害を
受けた中小企業者について、その
事業の再建に必要な資金(以下
「再建資金」という。)の融通を円滑
にするため、商工組合中央金庫の
貸付利率の引下げのための措置を
定めることにより、その事業の再
建を促進し、経営の安定を図るこ
とを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「指定
被害中小企業者」とは、次に掲げ
る者で政令で定めるものをいう。

一 政令で定める地域内に事業所
を有し、かつ、前条の災害を受
けた中小企業者及び中小企業等
協同組合その他の主として中小
規模の事業者を直接又は間接の
構成員とする団体(以下「中小
企業者団体」という。)

二 中小企業者団体であつて、そ
の直接又は間接の構成員のうち
に前号に掲げる者を含むもの
(商工組合中央金庫に対する利子
補給)

第三条 政府は、商工組合中央金庫
が指定被害中小企業者に対して再
建資金の貸付けを行なうときは、
政令で定めるところにより、当該
貸付けにつき貸付け後三年間を限
り利子補給金を支給する旨の契約
を商工組合中央金庫と結ぶことが
できる。

(利子補給の対象となる貸付け)
第四条 前条の契約による利子補給

第四條 前条の契約による利子補給

金の支給の対象となる貸付けは、
商工組合中央金庫が指定被害中小
企業者に対して昭和三十五年十月
三十一日(再建資金の融通に關し
特に必要がある場合において、政
令で同日後の日を指定したとき
は、その日)までに行なう再建資金
の貸付けであつて、その全部又は
一部の利率が年六分五厘であるも
のとし、その利子補給金の支給の
対象となる金額は、指定被害中小
企業者ごとに、その利率によつて
貸し付けた額(その額が次の各号
に規定する貸付けの区分に応じ当
該各号に掲げる金額をこえるとき
は、当該金額)以内の額とする。

一 指定被害中小企業者(中小企
業者団体を除く。)に対する貸
付けについては、五十万円(そ
の指定被害中小企業者の直接又
は間接に所屬する中小企業者団
体が当該指定被害中小企業者に
対し転貸する再建資金の貸付け
を受けている場合において、そ
の転貸する額のうち利子補給
金の支給の対象となる額がある
ときは、その対象となる額を控
除した金額)

二 中小企業者団体に対する貸付
け(次号の貸付けを除く。)に
ついては、百五十万円

三 中小企業者団体に対する再建
資金であつて、その直接又は間
接の構成員たる指定被害中小企
業者(以下この条において「被
害構成員」という。)に転貸さ
れるもの(以下次項において
「転貸資金」という。)の貸付け
については、それぞれの被害構

成員に転貸する金額のうち五十
万円(その被害構成員が再建資
金の貸付けを受けている場合に
おいて、そのうちに利子補給金
の支給の対象となる額があると
き、又はその直接若しくは間接
に所屬する他の中小企業者団体
が当該被害構成員に対し転貸す
る再建資金の貸付けを受けてい
る場合において、その転貸する
額のうち利子補給金の支給の
対象となる額があるときは、そ
の対象となる額を控除した金
額)までの額に相当する金額の
合計額

2 転貸資金の貸付けを受ける中小
企業者団体がその転貸資金を被害
構成員に転貸する場合において、
その利率が年六分五厘をこえる
ときは、そのこえる率により転貸
した金額は、前項の利子補給金の支
給の対象となる金額には含まれな
いものとする。

3 政府が前条の契約による利子補
給金の支給の対象とすることがで
きる金額の総額は、二億五千万円
を限度とする。

(利子補給金の支給額)
第五条 第三条の契約により政府が
支給する利子補給金の額は、商工
組合中央金庫が貸し付けた再建資
金の額のうち利子補給金の支給の
対象となる金額につき前条第一項
に規定する利率により計算した利
子の額と、当該利子補給金の支給
の対象となる金額につき商工組合
中央金庫がその貸付けと同種類の
貸付けを行なう場合における通常
の利率により計算した利子の額と

の差額に相当する金額とする。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

六月十七日日本委員会に左の案件を付託
された。

一、昭和三十五年五月のチリ地震津
波による災害を受けた中小企業者
に対する資金の融通に関する特別
措置法案(予備審査のための付託
は六月十四日)
一、纖維工業設備臨時措置法の一部
を改正する法律案(予備審査のた
めの付託は三月九日)

昭和三十五年六月二十二日印刷

昭和三十五年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局